

見 本

安全保障輸出管理に関する 法令及び実務の基本知識

【改定 8 版】

(2019 年度)

2019/4/1

日本技術士会 登録グループ

CP&RM センター

(Compliance and Risk Management Center)

目 次

1. 安全保障輸出管理の基本知識	3
1.1 外国為替及び外国貿易法（外為法）	
1.2 国際的な枠組み NSG, MTCR, AG, WA	
1.3 防衛装備移転3原則	
1.4 貨物の輸出	
1.5 役務取引（技術の提供）（仲介貿易）	
2. 許可が必要でない特例（許可例外）	32
2.1 許可なく輸出できる少額貨物について	
2.2 無償告示	
2.3 許可を要しない役務取引	
2.4 部分品特例	
3. キャッチオール規制関連	43
3.1 キャッチオール規制とは	
3.2 客観要件とインフォーム要件	
3.3 大量破壊兵器及び通常兵器の懸念貨物例	
3.4 許可申請と提出書類通達について	
4. 包括許可関連	59
4.1 包括許可の種類	
4.2 各種包括許可の要件と許可条件	
4.3 包括許可申請書の例	
5. アメリカの再輸出規制	75
5.1 USA EAR 一般禁止事項	
5.2 規制品目リスト	
5.3 許可例外	
5.4 アメリカ原産品の組込み比率 de minimus ルール	
5.5 エンドユース、エンドユーザ規制	
6. 輸出者が遵守しなければならない事項、申請書	95
6.1 輸出者等遵守基準	
6.2 輸出管理内部規定	
6.3 輸出管理に関する指導・助言、勧告、命令	
7. 外為法違反に対する制裁、罰則	101
あとなぎ	110

1. 安全保障輸出管理の基本知識

日本は明治以来原材料を輸入し、加工製品を輸出する貿易立国でもって国を富ませてきた。太平洋戦争後も加工貿易で付加価値を高める貿易立国の基本は変わらず、高度工業化を成し遂げ、先進自由主義国の仲間入りをして、高度に文化的でかつ健康で安全な生活環境を維持することに努めてきた。さらに、近年は加工貿易型産業から、資本・技術を輸出する市場立地型の産業構造へと変わりつつある。現在、日本の**貿易は原則自由**に行われるが、**国際社会の平和と安全を損なう恐れがある貨物・技術の輸出**には、**最小限の制限**が法的に課せられている（外為法 第1条）。これが「安全保障輸出管理」である。

第2次世界大戦後、米欧を中心とする自由主義諸国とソ連邦を中心とする共産主義諸国が対立する「東西冷戦体制」が続いた。西側諸国は、高度な科学技術が東側へ流出するのを防ぐために**ココム規制**を実施した。しかし、大戦後もパレスチナ紛争、インド・パキスタン紛争、アフガニスタン内戦、イラン・イラク戦争、アメリカ同時多発テロ、イスラム国紛争、シリア内戦などの**地域紛争・テロ事件**が相次いで勃発した。

東西冷戦は1990年代初頭に終わりを告げたが、大戦後は国連を中心に「大量破壊兵器」及び「通常兵器」の開発・製造、取引などを規制するためのいくつかの「**国際的な条約**」（NPT、CWC、BWC など）及び「**国際レジーム**」（NSG、MTCR、AG、WA など）が出来て、多くの国で批准・合意され、規制に取り組んでいる。我国の安全保障輸出管理の基本もこれらの条約とレジームに基づいて行われている。

1.1 外国為替及び外国貿易法（外為法）

我国の輸出管理の基本法は、「外国為替及び外国貿易法」（「外為法」[ガイドメハウ]と略す）である。その第1条（目的）には、

第1条 この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し**必要最小限の管理又は調整**を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに**我が国又は国際社会の平和及び安全の維持**を期し、もって国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

とある。「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持」がこの法律の目的であることが謳われている。その**第25条**に役務取引（技術の提供）、**第48条**に輸出の許可（貨物の輸出）に関する規定が示されている。

外為法の下に**政令**があり、貨物に関しては「輸出貿易管理令」（「**輸出令**」と略す）、技術に関しては「外国為替令」（「**外為令**」と略す）により規則が定められている。実際にどのような貨物および技術が規制の対象になっているかは、それぞれ**輸出令別表第1**と**外為令別表**に定められている。

「輸出令」及び「外為令」の中身をさらに詳細に定めたものが**省令・告示**である。輸出令及び外為令の別表の**貨物及び技術の詳しい仕様**は「**貨物等省令**」（正式の名称は「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表規定に基づき貨物又は技術を定める省令」という）に定められている。その下に運用手続きなどを定める「**運用通達**」及び「**役務通達**」がある。この法令の階層をよく覚えておくことが必要である。

表 1-1. 我が国の安全保障輸出法令の仕組み

法律	外 為 法	
	(貨物)	(技術)
政 令	輸 出 令	外 為 令
省令・告示	【 貨 物 等 省 令 】	
	輸出貿易管理規則 核兵器等開発等省令 通常兵器開発等省令	貿易外省令 核兵器等開発等告示 通常兵器開発等告示 仲介貿易おそれ省令 技術仲介おそれ告示
通 達	運 用 通 達	役 務 通 達
	(補完規制通達、提出書類通達など)	

1.2 国際的な枠組み NSG, MTCR, AG, WA

外為法は「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持」を確保することに本来の目的があるため、日本における輸出管理の体系は、基本的には国際的な枠組みに依存している。

第二次世界大戦後の東西冷戦時代にはココム（対共産圏輸出統制委員会）による輸出規制があり、共産圏諸国に対する西側諸国からのハイテク製品の輸出を規制するため実施されていた。その後1989年以降進んだソ連邦の解体・東欧の民主化に伴う冷戦の終結により、1994年ココムはその使命を終えた。

このような世界情勢を踏まえ、平成6年(1994)の**通商産業大臣通達**において、

「東西冷戦構造の終焉により、本年3月をもってココムは廃止されましたが、地域的な紛争の発生防止の観点から**通常兵器の過度の蓄積を防止**すべく、通常兵器及び関連汎用品を扱う新たな輸出規制が構築されつつあります。また、従来にも増して、核兵器、生物・化学兵器、ミサイルの拡散防止の必要性も高まっております。」

と宣言されており、「**不拡散型**」の**輸出管理方針**への移行が明確にされている。

ここで「**通常兵器**」にあたる武器とは、**輸出令**の別表第1で1の項に掲げる貨物で示されており、銃砲、砲弾、火薬、軍用車両、軍用船舶、軍用航空機などの武器である（大量破壊兵器を除く）。化学兵器（化学製剤）、生物兵器（細菌製剤）、爆発物（ロケット弾、核弾頭）も1項貨物に入る。これに対して同別表の2の項から4の項に掲げる貨物群があり、**2の項は原子力、3の項は化学兵器、3の2項は生物兵器、4の項はミサイル関連**が示されている。これらを「**大量破壊兵器**」と呼ぶ。「**関連**」と記したのは、これら大量破壊兵器を**製造するための設備・装置を多く規制している**からである。これらの大量破壊兵器と通常兵器を中心とした貨物についての不拡散型輸出管理を実施するために、国際的な輸出管理のための**レジーム**（Regime：管理体制であって条約ではない）として、現在では、**NSG、MTCR、AG、WA**の4つがある。以下、これらのレジームについて説明する。

1.2.1 核兵器の国際的な輸出規制のために、1963年、**核拡散防止条約（NPT）**が国連で採択されているが、1974年のインドによる核実験を契機として、NPTを補完するための輸出管理レジームとして「**原子力供給国グループ**」（**NSG**：Nuclear Suppliers Groupの略）が1978年に設立された。このNSGでは、輸出国が守るべきガイドラインが示されており、パート1として原子力専用の貨物・技術の、またパート2として原子力関連の汎用の貨物・技術の移転に係わる枠組みが示されている。現在、世界で日本を含め48カ国がNSGに参加している。このNSGに対応すべく、我が国の外為法では、**輸出令の別表第1の2の項（原子力）**で規制品目が示されている。（参考：NPT非締約国であるインド、パキスタン、イスラエルはNSGに参加していない。）

1.2.2 ミサイルに関する国際的な輸出規制として、「**ミサイル関連機材・技術輸出規制レジーム**」（**MTCR**：Missile Technology Control Regimeの略）がある。ミサイルはもともと核弾頭を搭載して飛ばす運搬手段として規制されており、核爆弾を積むことができる**ロケットと無人飛行機**の開発、製造に使われる機械と技術の輸出規制を目的として1987年に制定された。さらに1992年には、より軽量の生物・化学兵器の運搬手段としてのミ

サイクルも規制されている。現在(2018/7)の**参加国は35カ国**である。我が国の外為法では、**輸出令別表第1の4の項(ミサイル)**で規制品目が示されている。

1.2.3. 「**オーストラリア グループ**」(AG : Australia Group の略)は、1984年の**イラン・イラク戦争**において化学兵器が使用されたことを契機として化学兵器使用に対するおそれが増大し、1985年オーストラリアの提案により協議が開始された。1991年には化学兵器の原料となりうる化学品と化学兵器の製造に使用できる機械や技術の輸出に法規制をかけることに合意し、その後、1993年には生物兵器の輸出についても規制が広げられた。現在の参加国は42国(41国+EU)になっている。我が国は大量破壊兵器不拡散の観点から化学・生物兵器の不拡散に積極的に取り組んでおり、さらに、生物兵器禁止条約(BWC)、化学兵器禁止条約(CWC)も締結している。我が国の外為法では、**輸出令の別表第1の3の項(化学兵器)及び3の2項(生物兵器)**で規制品目が示されている。化学兵器(毒性の化学製剤)、生物兵器(毒性の細菌製剤)は、「**貧者の兵器**」と呼ばれるごとく、製造装置が比較的安価である。従って、これらは拡散しやすいので、原料、中間物質を含めて厳しく規制されている。

化学兵器の使用の禁止については、第1次世界大戦後に**ジュネーブ議定書が1925年に締結**された。この議定書は、**使用の禁止のみを取り決めたもの**であって、開発・生産・貯蔵については取り決めがなかった。CWC(Chemical Weapon Convention)は、化学兵器の**開発・生産・貯蔵に加えて、保持する化学兵器の廃棄を含めた条約**となっている。日本は、太平洋戦争中に中国で生産し、貯蔵していた化学製剤の廃棄を現在も行っている。

1.2.4. 「**ワッセナー・アレンジメント**」(WA : The Wassenaar Arrangement の略)は、正式には、「通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント」と云われる。WAは通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の移転に関する透明性の増大及び責任ある管理を実施し、それらの**過度の蓄積を防止**する目的で設立された輸出管理のレジームである。1996年オランダのハーグ近郊のワッセナー市で会議が開催され、33カ国のメンバーで創立されたが、その後**42カ国**(2017/12)に増加している。ココムが対象地域を対共産圏としたのに対して、WAは特定の対象国に絞ることなく、**全ての国家・地域及びテロリストなどの非国家主体をも対象**としている。

外務省のホームページによれば、WA の設立目的は、以下のようである。

- (1) **通常兵器及び機微な関連汎用品・技術**の移転に関する透明性の増大及びより責任ある管理を実現し、それらの**過度の蓄積を防止**することにより、地域及び国際社会の安全と安定に寄与する。
- (2) グローバルなテロとの闘いの一環として、**テロリスト・グループ等**による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止する。

WA参加国はWA合意リストに基づき国内法令により輸出管理を実施することになっている。WAリストとは汎用品リストと軍需品リスト（武器）からなっており、汎用品を構成する9カテゴリーは、我が国の外為法の**輸出令別表第1の5項から15項**（14項「その他」(Munitions)及び15項「機微品目」(Very Sensitive List)も含む)に対応し、武器については、同表の1の項を主体にリストアップされている。WAでは年1回、総会が開催され、その際合意された内容に従って、日本国内の法令の見直しと規定の精緻化が実施されている。

我が国は、以上のNSG、MTCR、AG、WAの4つの国際レジームに参加しており、これらのレジームを基本として法整備が行われ、不拡散型の輸出管理体制が成立している。**表1-2**に4つの国際レジームと関連する国際条約をまとめて示す。

表1-2. 国際レジームと国際条約のまとめ

	国際レジーム		国際条約	輸出管理令別表 第1の項目	目的・契機など (成立年)
1	【武器関連】 ワッセナーアレンジメント	WA	—	1項、5～15項	通常兵器の過度の蓄積の防止、テロ対策（1996）
2	【原子力】 原子力供給国グループ	NSG	NPT	2項	インド、パキスタンの核実験が契機（1978）
3	【化学・生物兵器】 オーストラリアグループ	AG	CWC BWC	3の1項 3の2項	イラン、イラク戦争での毒ガス使用が契機（1991、1993）
4	【ミサイル】 ミサイル関連機材・技術輸出 規制レジーム	MTCR	—	4項	（1987）

WA:Wassenaar Arrangement, NSG:Nuclear Suppliers Group, AG: Australia Group, MTCR: Missile Technology Control Regime, NPT: Nuclear Non-Proliferation Treaty, CWC: Chemical Weapon Convention, BWC: Biological Weapon Convention

化学兵器に関する「**ジュネーブ議定書**」（1925年）では、化学兵器の**使用の禁止**が規定されているが、「開発」、「生産」、「貯蔵」に関する取決めがなかった。CWCは、1993年に署名され、1997年に発効したが、「**開発**」、「**生産**」、「**貯蔵**」、「**移譲**」、「**使用**」の禁止及び「**廃棄**」が盛り込まれた。2017年11月の批准国は192か国である（北朝鮮、イスラエル、エジプト、スーダンはいっていない）。

1.3 防衛装備移転3原則

武器の輸出に関して、戦後我国政府が永く掲げてきた「**武器輸出3原則**」は、次の場合は**原則として、武器の輸出を認めない**ことを内容としていた。

- (1) 共産圏諸国向けの場合
- (2) 国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの場合
- (3) 国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合

現代では、航空機、戦車などの開発には多額の費用がかかるため、国際的な共同研究・開発が進められることが多くなった。そのため、武器輸出3原則は、同盟国との共同開発などの場合には、ケースバイケースで輸出許可が判断されてきた。

2014年には、新たな3原則「**防衛装備移転3原則**」が政府内で検討されてきたが、4月1日に閣議決定された。新たな3原則では、「**武器輸出を原則認める**」が

- ① 国際的な平和と安全の維持を妨げる場合は輸出しない。
- ② 輸出を認める場合を限定し厳しく審査。
- ③ 目的外使用と第3国移転は適正管理が確保される場合に限る。

が柱になっている。新三原則の内容を**表 1-3**にまとめてある。

表 1-3. 防衛装備移転三原則 (2014年4月1日 国家安全保障会議決定・閣議決定)

	原則	運用指針	*注釈
1	【原則1】移転を禁止する場 合を明確化し、次に掲げる場 合は移転しない。	①我が国が締結した条約その他の国際約束に基 づく義務に違反する場合、 ②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場 合 ③ 紛争当事国* への移転となる場合	*武力攻撃が発生し、国際の平 和及び安全を維持し又は回復 するため、国連安保理がとって いる措置の対象国
2	【原則2】移転を認め得る場 合を次の場合に限定し、 透 明性を確保しつつ、厳格審 査	①平和貢献・国際協力の積極的*な推進に資する 場合 ②我が国の安全保障*に資する場合 ・国際共同開発・生産 ・安全保障・防衛の強化 ・自衛隊の活動、邦人の保護に不可欠な輸出	* 積極的意義 がある場合に限 る。
3	【原則3】目的外使用及び第 三国移転について適正管理 が確保される場合に限定	・原則として、目的外使用及び第三国移転につい て 我が国の事前同意 を相手国政府に義務つけ る。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●例外化は認めない。 ●「国家安全保障会議」で運用指針を定め、審査体制、手続、審査基準等について、明確化を図る。 ●年次報告書（経産大臣）の作成、NSC 審議案件の情報公開などを通じ、透明性の向上を確保する。 		

【原則1】では、防衛装備の輸出を**原則的には認める**が、例外的に認めない場合を定めている。紛争当事国で国連が措置をとっている対象国には輸出を認めない。

【原則 2】では、移転を認める場合は、国際の平和貢献、我が国の平和の維持に**積極的な意義がある**場合に限っている。そのため、**透明性**を保ちつつ、**厳格審査**をすることとなっている。

【原則 3】では、輸出した防衛装備が**第 3 国へ再輸出されない**ように、相手国政府の事前同意を義務つけている。

(注：**年次報告書**は、防衛大臣ではなく、経産大臣が作成する。)

※「防衛装備移転 3 原則」の中で【防衛装備】の定義が述べられている。

・ **定義**：

- ① 「防衛装備」とは、武器及び武器技術をいう。
- ② 「武器」とは、輸出令別表第 1 の 1 の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるものをいう。
- ③ 「武器技術」とは、武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。

1.4 貨物の輸出

1.4.1 許可の必要な貨物の輸出

「物の形をしている」貨物の輸出の許可に関しては、外為法の第 47、48 条に次のように定められている。

(輸出の原則)

第 47 条 貨物の輸出は、この法律の目的に合致する限り、**最少限度の制限の下に**、許容されるものとする。

(輸出の許可等)

第 48 条の 1 項 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める**特定の地域を仕向地**とする**特定の種類の貨物**を輸出しようとする者は、**政令**で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

もう少し分かりやすく書けば、「国際的な平和及び安全を妨げる可能性のある**規制対象の貨物**を**規制対象地域**に輸出する者は、**経済産業大臣の許可を受けなければならない**」ということである。ここでいう「政令」は「**輸 見 本** 令」と略する) のことである。

輸出令 第 1 条 外為法第 48 条第 1 項に規定する政令で定める特定地域を仕向け地とする特定の種類の貨物の輸出は、**別表第 1 中欄**に掲げる貨物の同表**下欄**に掲げる地域を仕向け地とする輸出とする。

特定の地域以外に輸出する場合は、第 48 条の 2 項に規定がある。

第 48 条の 2 項 経産大臣は前項の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、同項の特定の特定の貨物を同項の**特定の地域以外の地域を仕向地**として輸出しようとする者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課することができる。

現在は、特定の地域が「全地域」となっているので、それ以外は「無」になるので、実効はない。

さらに、外為法第 48 条の 3 には、輸出の制限に関して次の規定がある。

第 48 条の 3 項 経済産業大臣は前 2 項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向け地とする貨物を輸出しようとする者に対し、・・・中略・・・、又は第 10 条第 1 項の**閣議決定**を実施するために必要な範囲で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

※ **用語の注意**：「しなければならない」と「義務を課することができる」

・外為令の 48 条の 1 項では、「国際的な平和及び・・・(中略)・・・経産大臣の許可を受け**なければならない**」となっている。